

新型コロナ関連給付

注目
2

非課税世帯の皆さんに 10 万円が支給されます (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう現金給付を行います。対象世帯には、給付を受けるための「確認書」を郵送します（一部の対象世帯には郵送されません）。



☎福祉課地域共生担当 (☎ 590-2900)
※個人情報保護のため、電話でお答えできない場合もあります。

対象者

基準日（令和3年12月10日）時点で北本市に住民登録があり、
世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

▶住民税には、「均等割」と「所得割」があります。
「均等割」は、全ての納税義務者に均等に課税し、「所得割」は、納税義務者の前年所得に応じて課税するものです。この給付金は「均等割」が非課税の世帯を対象としています。
※住民税が課税されている人に扶養されている親族等のみからなる世帯は対象となりません。詳しくは、6ページをご覧ください。

▶住民税の非課税要件

- ・生活保護
- ・未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下
- ・前年の合計所得金額が各地方自治体の定める額以下

支給額

10 万円／1世帯あたり

受給方法

2 月中に市から郵送される「確認書」を記入し、返送

▶2月中に対象世帯へ以下の書類を順次発送予定です。
確認書は、記載されている期限までに返送をお願いします。



▲この封筒で届きます



対象であっても確認書が届かないことがあります

引越し等により、市から確認書が届かない一部世帯があります。詳細は右ページをご覧ください。

支給時期

「確認書」が返送され次第、速やかに支給

「確認書」が届かない非課税世帯の皆さんへ

以下に当てはまる世帯は、「確認書」が届きません

■令和3年1月2日～12月10日に他市区町村から北本市へ転入した世帯

転入前の市区町村で、令和3年度住民税が非課税の世帯は支給対象です。非課税世帯であるかどうかの確認は、転入前の市区町村にお問い合わせください。

■所得を申告していない世帯

令和2年中の所得を申告していない人は、税申告をお願いします。税申告の結果、「非課税世帯」に該当すれば支給対象です。課税および申告については、下記担当へお問合せください。

☎税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

※個人の税情報については電話でお答えできません。身分確認できるものをお持ちのうえ、本人が税務課窓口にお越しください。なお、税申告期間（2月16日（水）～3月15日（火））は窓口が大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。

申請書類を市へ提出してください

2月末になっても市から「確認書」が届かない非課税世帯の皆さんは、期間内に以下の申請書類を市へ提出してください。



期 間

3月7日（月）～9月30日（金）



申請書類

- ☐ 申請書（市ホームページからダウンロードできるほか、福祉課・社会福祉協議会で配布）
- ☐ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しのいずれか）
- ☐ 給付金の振込みを希望する口座確認書類（キャッシュカード、通帳の写し等）
- ☐ 令和3年度住民税非課税証明書の写し（令和3年1月2日以降に北本市へ転入した人のみ）
※令和3年1月1日時点で住んでいた市区町村で取得してください。



提出方法

● 郵送

下記まで郵送してください。

〒364-8633 北本市本町 1-111

北本市役所福祉課地域共生担当 宛

● 窓口へ直接提出

場所 北本市役所福祉課窓口

時間 平日 9:00～17:00

支給対象に関する事例を
6ページに掲載しています